

維新の会の光本圭佑でございます。

第 13 回定例会におきまして質問の機会を与えていただきましたことに感謝申し上げます。先輩、同僚議員の皆様におかれましては、しばらくの間ご清聴を宜しくお願い申し上げます。また、市長はじめ理事者の皆様におかれましては、私の意のあるところをお汲み取り頂まして、明快でわかりやすい御答弁を宜しくお願い致します。

今回は、6点、

「個人番号関係事務実施者としての安全管理措置について」

「地区防災計画について」

「禁煙対策や路上喫煙対策について」

「「あまレポ」導入に向けての進捗状況について」

「職員の採用について」

「市長の政治姿勢について」

です。

それでは、早速質問に入ります。

#### (1. 個人番号関係事務実施者としての安全管理措置について)

マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)の導入に向け、本年 10 月より、マイナンバー(個人番号)の市区町村から全国民への通知が開始されます。

企業においては、給与所得の源泉徴収票の作成、社会保険料の支払・事務手続きなどでマイナンバーの取扱いが必要となり、対象業務の洗い出しや対処方針の決定等、マイナンバー制度への円滑な対応に向けた準備を行う必要があります。

これは企業においてだけではなく、職員やアルバイトを雇う行政機関等及び地方公共団体等にも同じことが言え、対象業務の洗い出しがまずは必要になります。

#### Q1.そこでお尋ねします。

対象業務の洗い出しとしまして、「(1)マイナンバーの記載が必要な書類の確認」と、「(2)マイナンバー収集対象者の洗い出し」の 2 点があると思いますが、既に本市ではこの 2 点の洗い出しは完了しているのでしょうか。教えてください。

(2. 地区防災計画について)

次に、地区防災計画についてです。

尼崎市地域防災計画は平成 26 年に国や県の災害想定の反映などの修正が行われ、現在の計画となっています。

その計画の中で尼崎市災害対策本部の組織図が示され、各組織の主な事務分掌も明記され、各章では実施担当局や役割分担などがさらに細かく明記されています。

一見すると完璧な、いつ災害が起こってもしっかりと対応できる計画のように見えますが、一点気になるのは勤務時間外に災害が発生した場合、果たしてどれだけの数の職員を動員することができるのかということです。

「起こって見ないと結局のところは分からない」では非常に危うく、この計画自体が絵に描いた餅になってしまいます。

尼崎市地域防災計画で実施担当局を明記していますが、約半数の職員が市外在住の中で本当にその役割を果たせるだけの職員が動員できるのか不安を覚えます。

**Q2.そこでお尋ねします。**

各局の中でも市内・市外に住んでいる職員は把握できていると思いますが、勤務時間外に災害が発生した際に動員できる職員を正しく見積もりできているのでしょうか。また、地域防災計画の各章で実施担当局が明記されていますが、役割を果たすための最低人数などの想定はできているのでしょうか。教えてください。

(3. 禁煙対策や路上喫煙対策について)

次に、禁煙対策や路上喫煙対策など「たばこ」についてです。

ご存知の通り、たばこは吸う人の健康問題だけではなく、たばこを吸わない人が他人のたばこの煙を自分の意思とは無関係に吸い込んでしまう受動喫煙による健康被害が問題となっております。

実際に喫煙者の配偶者は肺がんになりやすいというデータも出ている中で、配偶者だけではなく、その子ども達への健康被害も深刻なレベルであることは容易に想像できます。

本市においては、喫煙率はどの年代も減少しているものの、女性 20 歳代、50 歳代で増加しており、子や孫に接することの多い年齢層で喫煙率が増加しているというのも深刻な問題の一つです。

また、路上喫煙は、立ち止まって携帯灰皿を使用するなど喫煙者が注意を払っていても、周りの人の身体や衣服・かばんなどにたばこの火が当たってしまうことがあります。また、たばこを持つ手は、子どもの顔のあたりに位置するため、子どもにとっても大変危険です。

このようなことから、禁煙対策や路上喫煙対策など「たばこ」については、健康面や安全面、またイメージの側面からも、本市の大きな課題であると私は認識しております。平成 25 年 9 月の第 2 回定例会でも受動喫煙について質問させていただきましたが、「兵庫県の受動喫煙防止等に関する条例が平成 25 年 4 月に施行され、その取り組みが強化されたところであり、本市は市民に対してその条例の周知を行っている」というご答弁をいただきました。

この兵庫県の受動喫煙防止等に関する条例では、施設管理者の義務として、必要な措置を講じるように定められており、公園などの敷地についても、未成年者が多く集まる区域を禁煙にするなどの配慮を講じてくださいと書かれてあります。

しかしながら、本市では依然として路上や公園、学校周辺などで喫煙している人を多く見かけます。

**Q3.そこでお尋ねします。**

本市では、路上や公園、学校周辺などの屋外での喫煙は、たばこの煙が大気中に拡散することから、通常、受動喫煙が生じる可能性が低いという認識なのでしょうか。

もしそういう認識なのであれば、屋外では受動喫煙が生じる可能性が低いという科学的根拠を教えてください。

(4.「あまレポ」導入に向けての進捗状況について)

平成 26 年 12 月の第 9 回定例会での一般質問において、オープンデータの活用の推進について質問させていただきました。

その中で、市民・住民が地域における課題を発見し、それを行政側にレポートすることで市役所と課題を共有しながら解決していく「ちばレポ」という千葉市が実施しているサービスをご紹介させていただきました。本市でも「あまレポ」というネーミングでこのシステムを導入すべきだをご提案させていただきましたところ、「今回の市長選挙の公約において、市民とともに進める市民参加型シティプロモーションの推進を掲げておりますが、実はこれは、ご提案の「ちばレポ」の使用を想定していたもので、市民の皆様への参画をいただきながら、本市の課題の一つである都市の魅力の増進に取り組んでいきたいと考えているものです。ICT は、市政の透明化、情報発信や情報共有、協働意識の醸成等に有効な手段の一つです。既存の取組みに加え、「ちばレポ」システムの導入など、さらに効果的な活用について、庁内で検討し、推進してまいります。」という非常に前向き、かつ、導入をお約束してくださるご答弁を市長からいただきました。

**Q4.そこでお尋ねします。**

あれから 9 ヶ月ほどが経とうとしておりますが、「あまレポ」の導入に向けた進捗状況や、さらに効果的に活用するためにどのような検討が行われているか教えてください。

(5. 職員の採用について)

昨日、我が会派の久保議員からも職員の採用について質問がありました。

近隣他都市の自治体が採用に力を入れ始めている中、本市も職員の採用に力を入れていただきたいと思います。

民間企業では常に優秀な人材を確保するため、企業間で熾烈な競争が繰り広げられていますが、今後は近隣の自治体間でも競争が繰り広げられると思います。その競争に大きく負けないために人事課主導で採用方法について様々な方向から検討を続けていただきたいのですが、昨日久保議員から提案のあった SPI の導入にしても、今以上に予算が必要になってくると思います。

**Q5** そこでお尋ねします。

採用後、約 40 年間本市を支えてくれることになる優秀な人材の確保にかかる予算は、コストではなく投資だと私は考えています。その確保のために、もちろん人事課の新しい採用方法にチャレンジしようとする姿勢が大前提となりますが、その姿勢に予算を付けて行くという考えは企画財政局にあるのでしょうか。教えてください。

(一問一答 Q1-1)

対象業務の洗い出しとしまして、

(1)マイナンバーの記載が必要な書類の確認

- 給与所得の源泉徴収票、支払調書等の税務関係書類
- 健康保険・厚生年金保険、雇用保険関係書類

(2)マイナンバー収集対象者の洗い出し

- 役員やパート、アルバイトを含む職員とその扶養家族
- 講師謝礼、出演料、審議会等の報酬の支払先
- 不動産使用料の支払先

などがあります。

このように、マイナンバーを収集しなければいけない対象者を洗い出すと、給与課だけではなく、各課でも個人番号関係事務を行う必要があることが分かります。

その事務を行う上で、個人番号(生存する個人のものだけではなく死者のものも含む。)の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。また、行政機関等は、保有個人情報である特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報である特定個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

**Q1-1 そこでお尋ねします。**

個人番号関係事務を行う全ての部署で安全管理措置を講じる必要がありますが、それらの準備は既にできているのでしょうか。まだなのであれば、いつまでに完了させなければいけないという認識で、どこが主体となり進捗を管理しながら今後準備を進めて行く計画なのでしょうか。教えてください。

(一問一答 Q1-2)

安全管理措置を検討していく中で、関連システムの改修などが必要になる可能性も出て来ると思います。

**Q1-2 そこでお尋ねします。**

既に必要なシステム改修は把握できているのでしょうか。把握できている場合、規模や改修費用について教えてください。まだ把握できていない場合、改修が必要だと判明した時点から改修までの間をどのような運用で対応していく計画なのかを教えてください。

(一問一答 Q2-1)

災害時に、災害現場に出る可能性のある職員や、市民と接することが多くなる職員に対して、特に研修や訓練を行っていますか。教えてください。

(一問一答 Q2-2)

災害時に活躍・活用できる資格取得の推奨などは行っていますか。また今後、行う予定はありますか。教えてください。

(一問一答 Q2-3)

災害時に活躍・活用できる資格を取得している職員を把握していますか。またその人材を活用できるような計画を立てられていますか。教えてください。

(一問一答 Q2-4)

尼崎市地域防災計画の基本的な考え方の中で、「行政の対策「公助」には限界があることから、市民一人ひとりが自分の命や財産を自分で守る「自助」、地域で助け合う「共助」を適切に組み合わせた取り組みを推進します。」と書かれています。

**Q2-4** そこでお尋ねします。

この尼崎市地域防災計画が発表されてから現在に至るまで、自助や共助のレベルを上げるためにどのような取り組みが具体的に推進されてきたのか教えてください。

(一問一答 Q2-5)

この「自助と共助を適切に組み合わせた取り組み」を実現し、地域防災計画をさらに具体化する方法の1つが「地区防災計画」の策定だと言われています。学識経験者も「自治体レベルの「地域防災計画」とコミュニティレベルの「地区防災計画」が車の車輪のように呼応することで行政、コミュニティ、事業所の協働が可能になる。」とも助言しています。

近隣の宝塚市では今年3月に「宝塚市地区防災計画作成マニュアル」を策定し、地区居住者等において自主的に作成・提案ができるよう定めています。そのマニュアルの中には、行政職員の出前講座や防災アドバイザー等の派遣などにより専門的な意見も活用しながら計画が作成できるなど、市が地元の取組への支援・連携を行うことも明記されています。

**Q2-5** そこでお尋ねします。

尼崎市地域防災計画の次のステップとして、『自助』、『共助』を中心とした「地区居住者等の自発的な防災計画」である「地区防災計画」を進めていく考えはありますか。考えがある場合、タイムスケジュールも教えてください。



(一問一答 Q3-1)

兵庫県の受動喫煙防止等に関する条例では、施設管理者の義務として、未成年者が多く集まる区域を禁煙にするなどの配慮を講じてくださいと書かれてあります。

**Q3-1** そこでお尋ねします。

本市では公園や学校周辺など、特に未成年が多く集まる区域で具体的にどのような措置を講じているのでしょうか。教えてください。

(一問一答 Q3-2)

先日開かれた平成 27 年度第 1 回尼崎市国民健康保険運営協議会の中でも、医師会の方から受動喫煙や子どもへの身体危険の観点から、学校の 100m 圏内を禁煙にしてもらいたいなど、禁煙対策や路上喫煙対策についてのご発言がございました。

**Q3-2** そこでお尋ねします。

公園や学校周辺、また通学路などを禁煙として定めるには、どのような方法があるのでしょうか。条例化しなくても規則や要綱で対応できるのでしょうか。教えてください。

(一問一答 Q3-3)

7月30日の市長の活動日記の中で、尼崎医師会との意見交換のことが書かれていました。その日記の中で「医師会をはじめ、市民の皆様からも強い要望をいただいている禁煙対策や路上喫煙対策については、健康面やマナーの側面からも、まちの課題だと認識しています。今年度新たに、庁内横断の会議を立ち上げ、条例制定も視野に入れた実行力のある取組みを検討していく予定です。」と明確に書かれています。

総合計画にも掲げている健康・安全・安心を実感できるまちや、生活に身近な安心を実感できるまちに一步近づける方法として、この「たばこ」の問題に市として真剣に取り組んでいる姿を市民の皆様を示すことが重要だと思います。またその取り組み姿勢が、市外に住んでいるファミリー世帯にも良いイメージとして伝わり、市内に移り住むファミリー世帯を増やして行くことにも繋がるのだと私は考えています。

**Q3-3 そこでお尋ねします。**

禁煙対策や路上喫煙対策については市長の公約でもあり、また活動日記にもありますように尼崎医師会の前で明確に条例制定にも言及されています。私も早急に条例を制定するべきだと考えていますが、条例を制定するにあたり障壁となるものは何でしょうか。教えてください。

(一問一答 Q3-4)

市長の公約でもあり、活動日記でも明確に条例制定にまで言及されていますが、条例制定までには様々な障壁があるとは思いますが。

**Q3-4 そこでお尋ねします。**

条例制定までに様々な障壁があるとは思いますが、たばこの害についてはぐずぐずしてられない待ったなしの状況だと思います。その中で、今後どのような体制で庁内検討を行い、いつまでに結論を出す予定なのか教えてください。

(一問一答 Q4-1)

**Q4-1**

導入にあたって障壁となっていることがありましたら教えてください。

(一問一答 Q4-2)

**Q4-2**

導入にあたって想定されている費用と、想定している導入時期を教えてください。